



天野 65

義務教育無償の促進に必要な経費

一 小学校（盲学校、ろう学校の小学部を含む）の  
第一学年の児童に教科書を無償配布する  
場合、

国庫補助所要額（ノニ） 一六八、八、〇〇〇円

四 小学校（盲学校、ろう学校の小学部を含む）の  
第三学年までの場合、

国庫補助所要額（ノニ） 六二九、〇四九、〇〇〇円

ハ 小学校（盲学校、ろう学校の小学部を含む）の全  
児童の場合、

国庫補助所要額（ノニ） 一、一八七、八五二、〇〇〇円

ニ 小学校、中学校、盲ろう学校の児童生徒全員の場合  
国庫補助所要額（ノニ） 二〇九六、三七四、〇〇〇円

二 教育職員免許法に基く認定講習費補助

二十六年年度国庫補助所要額（ノニ）

二九九、五三九、〇〇〇円

ホ 込

府県の認定講習開設費 一三一、七七二、〇〇〇円

受講人員 八三、四二三人 一人平均 八單位

受講旅費

国立学校現職教育講座及び府県認定講習  
受講人員 一、三三、四二三人 一人平均 三、六六七円

二十五年年度補正予算国庫補助所要額（ノニ）

五〇三、四七〇、〇〇〇円

ホ 込

府県の認定講習開設費 二七九、八一八、〇〇〇円

受講人員 一、七七、〇七三人 一人平均 八單位

受講旅費

七二七、二二〇、〇〇〇円

国立学校現職教育講座及び府県認定講習  
受講人員 二〇、一三七三人 一人平均 三、六六七円

義務教育無償足額経費について

1. 税関は教科書に限ること
2. 教科書の定義を明確にすること
3. 各学年毎に必要なとする種類・数量を予め定めること（定数量制）
4. 最低単価のものを基準とし一定の単価を定め予算の積算基準とすること（定額制）
5. 学年進行に伴い後年者に再使用させること  
（消耗率は $\frac{1}{5}$ とすること）尚学校にそなえつけること
6. 国庫補助率は $\frac{1}{2}$ とすることとし、義務教育全般について完了した翌年を以て平衡交付金に組み入れること
7. 20年度は小学校才1学年のみを対象とし逐年学年進行させること
8. 補助金の交付先は南町村とし、南町村において学校を適に購入すること
9. 上記各号の諸点を明確にするため所要の法律を制定すること

